

出会い系サイト規制法の一部改正

(平成20年9月6日一部施行部分)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（いわゆる「出会い系サイト規制法」）の一部を改正する法律が平成20年6月6日に公布され、一部については同年9月6日から施行されました。

この法律でいう「児童」とは、18歳未満の少年のことをいいます。

平成20年9月6日の一部改正部分

事業者の責務(第3条関係)

携帯電話会社等は、児童が使用する携帯電話などにフィルタリングを付けるように努めなければならないことになりました。

保護者の責務(第4条関係)

保護者は、児童が使用する携帯電話などにフィルタリングを付けるように努めなければならないことになりました。

児童に係る誘引の禁止(第6条関係)

これまでは、

- ・ 児童を性交等の相手方になるように誘引
- ・ 人を児童との性交等の相手方になるように誘引
- ・ 対償を与えることを示して児童を異性交際の相手方になるように誘引
- ・ 対償を受けることを示して児童が異性交際の相手方になるように誘引

することが禁止されていました。

法の改正により、

- ・ 児童を異性交際の相手方となるように誘引
- ・ 人を児童との異性交際の相手方となるように誘引

することも禁止されました。

まとめ

法の改正により、事業者や保護者が18歳未満の子どもの携帯電話などにフィルタリングを付けない場合には違反となります。

子どもさんが使用する携帯電話などにはフィルタリングを付けてください。(無料です。)

フィルタリングは、販売店で付けることができるほか、電話やインターネットに接続して付けることもできます。

詳しくは、携帯電話販売店のほか、やまびこ電話(018-824-1212)又は各警察署の少年係にお問い合わせください。

